

成21) 年度37か所)。

2 不妊治療への支援に取り組む

1) 不妊専門相談センター

不妊治療に関する情報提供や相談体制を強化するため、地域において中核的な役割を担う保健医療施設などにおいて、専門医等が、①不妊に関する医学的な相談や、②不妊による心の悩みの相談などを行う「不妊専門相談センター事業」を実施している(2009(平成21)年度:60か所)。

2) 不妊治療に係る経済的負担の軽減等

体外受精及び顕微授精は経済的な負担が大

きいことから、次世代育成支援の一環として、配偶者間のこれらの不妊治療に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図っている。

2007(平成19)年度から、給付額を拡大し(治療1回につき上限額10万円、年2回まで)、所得制限を緩和(夫婦合算所得730万円まで)しているが、さらに、2009(平成21)年度より、給付額を治療1回につき上限額15万円まで拡大している(2008(平成20)年度支給実績:72,029件)。

また、不妊治療の安全性を確保するため、公費助成による不妊治療を実施する際に必要な医療機関の設備・人員等の基準を定める等の取組を進めている。

第2節 ● 誰もが希望する幼児教育と保育サービスを受けられるように

1 待機児童の解消や幼児教育と保育の質の向上等を図る

1) 保育所待機児童の解消

保育所待機児童の解消にあたっては、2008(平成20)年度第2次補正予算において都道府県に創設した「安心こども基金」を、2009(平成21)年度第1次・第2次補正予算において増額し、保育所の整備等、認定こども園等の新たな保育需要への対応及び保育の質の向上のための研修などを実施するとともに、2010(平成22)年度予算においては、保育所整備に対応した保育所運営費の確保により、子どもを安心して育てることができるような体制整備を進め、保育サービス等の充実・拡充を

行っている。

また、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館等)を活用した、認可保育所の分園等の設置促進、家庭的保育の拡充により、待機児童の大半を占める低年齢児の良質な保育サービスを拡充することとしている。分園等整備のための具体的な制度的課題や問題点等について、各自治体からの情報の集約を行い、関係者の連携を図っていくために、内閣府に連絡窓口(コンタクト・ポイント)を設ける旨の通知を2010(平成22)年3月31日付で行った。

「子ども・子育てビジョン」においては、2017(平成29)年度に44%に達する3歳未満児に関する潜在的な保育需要を満たすため、女性の就業率の上昇を勧奨し、2014(平成

26) 年度までに35%の保育サービス提供割合（3歳未満児）を目指し、定員を2009年度の215万人から2014年度に241万人とする目標を掲げており、潜在需要にも対応した待機児童解消を図ることとしている。

また、都市再生機構賃貸住宅では、地方公共団体と連携しつつ、団地再生事業等により生じた整備敷地や既存の空き店舗等の活用による、保育所の設置に努めている。なお、2008年度末現在で298件の実績がある。

第2-2-2表 年齢区分別待機児童数

(2009年4月1日現在)

	利用児童数		待機児童数	
	人数	割合	人数	割合
低年齢児（0～2歳）	709,399人	34.8%	20,796人	81.9%
うち0歳児	92,606人	4.5%	3,304人	13.0%
うち1・2歳児	616,793人	30.2%	17,492人	68.9%
3歳以上児	1,331,575人	65.2%	4,588人	18.1%
全年齢児計	2,040,974人	100.0%	25,384人	100.0%

資料：厚生労働省資料

2) 多様な保育サービスの提供

多様な保育ニーズに対応するため、延長保育、夜間保育、病児・病後児保育事業等についても、引き続き推進を図っている。さらに、都市部を中心とした保育サービスの供給増を図るため、地域の保育資源として認可外保育施設が認可保育所に移行するために必要な経費を助成している。

(1) 延長保育

保護者の就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、11時間の開所時間を超えて保育を実施する事業であり、当該事業を実施している民間保育所に対して必要な補助を行っている（2008（平成20）年度実施箇所数：15,533か所）。

(2) 夜間保育

おおむね午後10時頃まで開所する夜間保育所に対して必要な補助を行っている（2009（平成21）年度予算実施箇所数：140か所）。

(3) 病児・病後児保育

保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合がある。こうした保育需要に対応するため、病院・保育所等において病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応等を行うことで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする病児・病後児保育事業を実施している（2009年度予算実施箇所数：1,500か所）。

(4) 特定保育

保護者の就労形態の多様化（パート就労の増大等）に伴う子どもの保育需要の変化に対応するため、2003（平成15）年度から週2、3日程度又は午前か午後のみなど必要に応じて柔軟に利用できる保育サービスとして特定保育事業を創設した（2009年度予算実施箇所数：1,890か所）。

(5) 事業所内保育

事業所内保育施設については、労働者のための保育施設を事業所内に設置・運営及び増

築等を行う事業主または事業主団体に、その費用の2分の1（中小企業事業主の場合、設置及び運営については3分の2）を支給することにより、事業主の取組を支援しているところであるが、2009年度予算において、事業所内保育施設設置・運営等助成金として、運営費の助成期間を現行の5年から10年に延長するなど、支援の充実を図った（2009年度予算助成件数：888件（経過措置分含む））。

また、企業の子育て支援の推進を図る観点から、法人が2007（平成19）年4月1日から2011（平成23）年3月31日までの間に、一定の要件の下、事業所内託児施設を新設した場合、当該施設及びこれと同時に設置する一定の器具備品について、5年間20%（次世代育成支援対策推進法に規定する中小事業主については30%）の割増償却ができる税制上の優遇措置も講じられている。

さらに、複数企業間での共同設置を含む事業所内保育施設の設置等を推進するため、保育分野等において民間事業者の参入を促進するための制度環境整備に資する調査研究を実施することとしている。

3) 家庭的保育（保育ママ）の普及促進

保育需要の増に対応するため、家庭的保育事業（保育ママ。保育所との連携又は保育所での一体的な実施により、保育者の居宅において少人数の就学前児童を保育する）を実施する市区町村に対し、必要な経費の補助を行っている（2009（平成21）年度予算対象児童数：5,000人）。

なお、家庭的保育事業（保育ママ）は、2010（平成22）年度から、児童福祉法上の事業として法律上位置付けられることとなった。

4) 幼児教育と保育の質の向上

幼児教育については、教育基本法等の改正や、近年の子どもの育ちや社会の変化を踏まえ、2008（平成20）年3月に幼稚園教育要領の改訂を行い、幼稚園の教育課程の基準の改善を図った。また、国及び都道府県において、幼稚園長や幼稚園教諭等を対象として、幼稚園教育に関する理解促進を図るとともに、幼稚園教育の一層の理解推進を図るため、新幼稚園教育要領の趣旨、教育課程、幼児期にふさわしい指導方法等に関して中央及び都道府県において研究協議会を行う「幼稚園教育理解推進事業」において、各幼稚園の園内研修や研究協議会での実践交流などを実施し、幼児教育の質の向上を図っている。

幼稚園における学校評価については、2007年に改正された学校教育法に基づき、2008年3月に「幼稚園における学校評価ガイドライン」を作成した。

また、「幼児教育の改善・充実調査研究」において、幼稚園教育と小学校教育の円滑な接続の在り方、幼稚園教諭・保育士の合同研修の在り方、幼稚園における学校評価の在り方、幼稚園教育要領の円滑な実施など、幼児教育の改善・充実のための調査研究を行うこととしている。

保育所については、子どもの視点に立ったサービスの向上を目指し第三者評価事業を推進している。2004（平成16）年5月には、保育を含む福祉サービスの第三者評価事業の普及を図るため、第三者評価事業の推進体制や評価基準の指針を定めた。さらに、保育所の特性に着目した評価基準の指針について、2005（平成17）年5月に通知を発出し、周知を図った。また、2009（平成21）年に告示化された保育所保育指針において、保育所及び保育士の自己評価について、努力義務を新た

第2-2-3表 認定こども園の認定件数（2010年4月1日現在）

	件数	(内 訳)			
		幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
認定こども園の認定件数	532	241	180	86	25

資料：文部科学省・厚生労働省幼保連携推進室資料

に定め、2009年3月に「保育所における自己評価ガイドライン」を作成した。

5) 幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築

「明日の安心と成長のための緊急経済対策」（2009（平成21）年12月閣議決定）においては、幼保一体化を含め、新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築について、2010（平成22）年前半を目途に基本的な方向を固め、2011（平成23）年通常国会までに所要の法案を提出するとされている。

また、新たな次世代育成支援のための制度体系の検討等とあわせて、認定こども園制度の在り方など、幼児教育、保育の総合的な提供（幼保一体化）の在り方についても検討し、結論を得ることとされている。

「子ども・子育てビジョン」においても、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」及び「新成長戦略（基本方針）」（2009年12月閣議決定）に基づき検討を進めることとされ、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステム構築について検討を行う「子ども・子育て新システム検討会議」を設置し、基本的な方向性についての議論を行っているところである。

2 放課後対策に取り組む

1) 「放課後子どもプラン（放課後児童クラブ・放課後子ども教室）」の推進

2007（平成19）年度に、文部科学省と厚生労働省が連携・協力して、地域社会の中で、放課後や夏休みなどの長期休暇時に子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進し、総合的な放課後児童対策として実施する「放課後子どもプラン」を創設した。

本プランの実施に至った背景には、少子化や核家族化が進行し、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化して、家庭や地域社会における子育て力や教育力の低下が問題となっている中で、特に、

- ・放課後等に異年齢の子ども同士で遊んだり、交流したりする機会が少なくなってきたこと、
- ・子どもを巻き込む犯罪や事件の増加により、子どもが安心して過ごせる場所の確保が困難になってきたこと、
- ・就労や社会参加を希望する女性が増加する中、子育てと仕事の両立を支援する環境づくりをより一層進める必要があること、

などにより、就学期の子どもや子育て家庭にとって、放課後等に子どもたちが安全な場所で安心して過ごすことができ、地域のボランティア等の協力・参画を得て、様々な体験や交流を深められる取組が強く求められていた

第2-2-4表

放課後子どもプランの 実施状況（2009年度）

	放課後子ども教室 (4月現在(予定含む))	放課後児童クラブ (5月1日現在)
実施か所数	8,719か所(40.7%)	18,479か所(86.2%)
実施市町村数	1,065市町村	1,608市町村
登録児童数	—	807,857人

資料：文部科学省及び厚生労働省資料

注：実施か所数のカッコ内は、小学校数に対する実施か所数の割合

ことがある。

また、「放課後子どもプラン」は、各市町村において、小学校の余裕教室や地域の児童館・公民館などを活用して、すべての子ども（主に小学生）を対象に、地域の方々の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する「放課後子ども教室推進事業」（文部科学省所管）と、主に小学校3年生までの共働き家庭など留守家庭の子どもを対象に、適切な遊びや家庭に代わって安心感のある安定した生活の場を提供する「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」（厚生労働省所管）の両事

業を一体的あるいは連携して、原則としてすべての小学校区での実施を目指すものである。

2009（平成21）年度では、放課後子ども教室が8,719か所（実施予定含む）、放課後児童クラブが1万8,479か所での実施となっている。

2）放課後児童クラブの充実

就労希望者の潜在的なニーズに対応し、放課後児童クラブを利用したい人が必要なサービスを受けられるよう、受入児童数の拡充を図ることとしている。

具体的には対象児童（小学校1～3年生）のうち、放課後児童クラブを利用する者の割合については、潜在需要を合わせると、2017（平成29）年度には40%に達すると見込まれており、2014（平成26）年度までに32%のサービス提供割合を目指すこととしている。

また、放課後児童クラブを生活の場としている子どもの健全育成を図るため、「放課後児童クラブガイドライン」を踏まえ、放課後児童クラブの質の向上を図ることとしている。

第3節 ● 子どもの健康と安全を守り、 安心して医療にかかれるように

1 小児医療体制を確保する

1) 小児医療の充実

小児医療については、今後の我が国の社会を担う若い生命を守り育て、また、保護者の育児面における安心の確保を図る観点から、休日・夜間を含め、小児救急患者の受入ができる体制の整備が重要となっている。

このため、都道府県が定める医療計画を通

じて、小児医療を担う医療機関の機能分担と連携を促進している。特に小児救急医療については、初期救急では、小児初期救急センター運営事業（2009（平成21）年度～）を、入院を要する救急（二次救急）では、二次医療圏単位で当番制等により小児救急対応が可能な病院を確保する小児救急医療支援事業や、複数の二次医療圏ごとに小児救急患者を受け入れる病院を確保する小児救急医療拠点病院事業を実施し、その充実を図っている。さらに、